

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 育生
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	(03)6226-4400（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務本部長 佐藤 憲治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	(03)6226-4400（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務本部長 佐藤 憲治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 340,000,125円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,611,375株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成25年11月8日（金）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,611,375株	340,000,125	170,805,750
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,611,375株	340,000,125	170,805,750

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は169,194,375円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
211	106	100株	平成25年11月28日（木）	-	平成25年11月28日（木）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社小僧寿し 経理財務本部	東京都中央区築地三丁目9番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 西池袋支店	東京都豊島区西池袋一丁目22番8号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
340,000,125	10,000,000	330,000,125

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用、候補先調査費用、その他費用等を合わせ、10,000,000円を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
金融機関に対する借入金残債の返済	3億30百万円	平成26年1月～平成26年4月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、当社の収益の基盤である寿し持ち帰り事業に特化し、直営店舗主体の体制からフランチャイズ主体の収益構造へ転換することを目的として、平成25年4月から順次小僧寿し業態の社員独立及び営業権売却を行い、平成25年3月に宅配寿し業態、平成25年9月に回転寿し業態の事業譲渡を行い、平成25年5月には第三者割当増資を行い、それらで得た資金により新規出店、改装を実施し、新たな優良店舗開発のサイクルを構築する計画を進めてまいりました。出店につきましては若干の遅れのあるものの、ほぼ予定通り進行しております。

今回、当社顧問であり、本年12月の臨時株主総会における取締役選任議案の承認可決及びその後開催される取締役会における代表取締役の選定決議をもって代表取締役社長に就任する予定である大西好祐氏から取締役会に対し、これまで進めてきたフランチャイズ主体への構造転換を継続しつつ従来の持ち帰り寿し店舗にプラスワンの価値を付与できる宅配事業や、マーケット拡大を目指す海外事業の強化等の経営の方向性が示されております。また大西氏からはそれらの政策を実行するにあたり当社に対して株式会社小僧寿しの代表取締役としての責任だけでなく大株主として応分の責任を負いたいとの意思表示が顧問就任当初からあり、改めてその内容について大西氏に確認をとったところ、業績に起因する自己資本比率の低下に懸念があることから昨年の茶月事業譲受（注1）の資金及び運転資金として借り入れた資金の債務等6億25百万円の一部を返済し、今後長期借入を抑制しこれまでの借入に対しては可能な限り期日前返済を行っていきたいとの方向性を示しており、当社取締役会はその提案内容について当社が行ったエクイティファイナンスの頻度や発行株式数を鑑み、今期実施している第三者割当により増加した株式による希薄化を加味しても、財務基盤の安定に寄与し既存の株主の利益につながると判断し、それに同意いたしました。

(注1) 平成24年10月1日に当社連結子会社である株式会社茶月東日本において、株式会社春陽堂およびその子会社である株式会社茶月から関東における持ち帰り寿し業態「茶月」「神田一番寿司」等の事業を譲受しております。当社グループの持ち帰り寿し事業である小僧寿し業態との相乗効果及び当社子会社の株式会社東京小僧寿しとの購買、物流、商品企画、本部業務等での協力体制を取ることにより、購買物流業務の効率化、間接部門の共有化、相互出店立地の補完による売上・シェアの拡大等シナジー効果を得ることを目的としております。

（注2）平成25年9月30日現在の借入金残高は下表のとおりとなります。

今回調達する資金を以下のいずれの借入金残高の返済に充当するかは未定であります。

	借入目的	借入先数	当初借入金額	残高	借入日	借入期間
短期借入金	運転資金	2社	2億円	2億円	平成25年8月	平成25年8月～平成26年2月
長期借入金	茶月事業の営業権譲受に係る費用	1社	8億円	3億34百万円	平成24年9月	平成24年9月～平成27年9月
	運転資金	1社	1億円	91百万円	平成25年6月	平成25年6月～平成28年6月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当の他、当社顧問向けのストックオプションとする目的で、平成25年11月8日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

（本新株予約権の概要）

(1) 割当日	平成25年11月28日
(2) 払込期日	平成25年11月28日
(3) 新株予約権の個数	17,200個
(4) 払込価格	3,388,400（1個当たり197円）
(5) 当該発行による潜在株式	1,720,000株
(6) 行使価格	211円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （当社顧問である大西好祐氏）
(8) 行使期間	平成27年4月1日～平成37年11月27日
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

その他詳細につきましては、平成25年11月8日開示の「募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

大西 好祐

a. 割当予定先の概要	
氏名	大西 好祐
住所	東京都港区
職業	当社顧問
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
提出者と当該個人との間の関係	当社顧問
当社への出資状況	該当事項はありません。

(注1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特に記載のない限り平成25年11月8日現在のものであります。

(注2) 大西好祐氏は、平成25年12月3日の当社臨時株主総会における取締役選任議案の承認可決およびその後開催される取締役会における代表取締役の選定決議をもって、代表取締役社長に就任する予定であります。

c. 割当予定先の選定理由

平成25年10月3日に当社顧問に就任し、平成25年12月3日に代表取締役社長に就任する予定である大西好祐氏は、以前三菱商事株式会社の食糧部門に所属し、国内の飲食業界等でのフランチャイズ事業に携わり、同社の企業情報部では多くのM & A業務にも携わるなど当社が今後フランチャイズ事業を主体とする収益構造へ転換するのに必要な経験を有していると当社は判断しております。また、同社退職後は米国において弁護士を務め、米国での弁護士業務を行っている中で、米国内での飲食業界チェーンについての知見や人脈も備えております。木村育生代表取締役社長が大西好祐氏と共通の知人の紹介により当社のFC事業の拡大や海外展開強化といった今後のビジョンについて話し合う機会を得て、当社の今後のビジョンに賛同していただき、当社の顧問に就任する運びとなりました。

当社取締役会は大西好祐氏から、大株主としても責任を負いたいとの申し出を当社顧問就任当初から受けておりました。取締役会はこれまで前述の、「4 [新規発行による手取金の使途]」に記載している借入返済についての提案の内容、その目的について大西氏に確認を取り検討した結果、その提案内容が当社の財務基盤の安定に寄与すること、既存の株主の不利益にならないという判断に至り、本日の取締役会で承認いたしました。

当社では今回の大西氏の提案を受け、複数の株式取得方法について慎重に検討いたしました。公開買付による株式取得については一定以上の株数を安定して取得することが困難なこと、当社の財務基盤の安定には結びつかないことを鑑みると好ましくなく、また転換社債型新株予約権付社債の発行も検討しましたが、あくまでも代表取締役就任までに株式を取得し責任を負いたいとの意思を示すことが目的であることから、第三者割当増資による資金調達方法を選択いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

大西 好祐	当社普通株式	1,611,375株
合計	当社普通株式	1,611,375株

e. 株券等の保有方針

当社は、当社株式について、大西好祐氏との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。しかしながら、当社取締役会は新株発行決議の際に大西好祐氏に口頭にて確認をしたところ、今後代表取締役として経営を担い企業価値を高めていく立場であること、また株主としての責任を負うため取得に至った経緯から中長期的に保有していくと考えているとの回答を頂いております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先である、大西好祐氏の資金につきましては、大西氏個人所有の不動産を担保として有限会社佐藤総合企画(注1)から3億40百万円を超える資金が振り込まれていることを債務弁済契約等公正証書及び大西氏の預金通帳の写しにより確認させていただいており、本第三者割に必要な資金の存在について確認しております。佐藤大央氏と大西氏は共通の知人を介し今回の債務弁済契約を締結したものであります。

(注1) 有限会社佐藤総合企画は当社株主である株式会社夢真ホールディングスの株主であり、同社取締役である佐藤大央氏の経営している会社であります。なお第三者機関である株式会社TMR(所在地:東京都千代田区神田錦町3丁目15番地)による調査の結果、有限会社佐藤総合企画が反社会的勢力とは一切関係のないことを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、今回の第三者割当の割当予定先である大西好祐氏は、株式会社ディー・クエスト(所在地:東京都千代田区神田駿河台3-4)による調査の結果、反社会的な勢力ではなく、また関わりを一切有していないことが確認でき、当社は割当予定先が反社会的な勢力ではなく、また関わりを一切有していないと判断しております。

また割当予定先である大西好祐氏からは反社会的勢力とは一切関係のないことを書面で確認しております。

以上のことから、当社は割当予定先である大西好祐氏が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年11月7日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の、直前営業日終値である211円といたしました。なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値227円からのディスカウント率が7.0%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値192円からのプレミアム率が9.9%、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値205円からのプレミアム率が2.9%であります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)では、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格)を基準として決定することとされております。同指針を踏まえ、当社取締役会は市場価格である本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格基準とすることが、割当予定先に対して一方的に有利な条件ではなく、少数株主の利益を棄損しないとの判断にいたり、当該価格を決定いたしました。払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の見解等は、以下のとおりです。

本日開催した本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役2名(うち社外監査役1名)は、本第三者割当の実施を決議した取締役会において、発行価格である211円は、当該取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所JASDAQ市場という客観的な市場価格を基準に算定されており、また日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、上記発行価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

当社取締役会は、上記意見を踏まえ、本第三者割当による新株式の発行を決議したものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は1,611,375株（議決権16,113個）であり、本第三者割当により、当社の平成25年10月25日現在の発行済株式数16,142,463株（総議決権数161,226個）に対して9.98%の割合（総議決権に対する割合9.99%）で希薄化が生じることとなります。

なお、当社は平成25年5月10日にも第三者割当増資を決議しており、同月27日に発行しております（以下「別件第三者割当増資」とする）。別件第三者割当増資により発行された株式2,032,524株と本第三者割当増資により発行される新株式1,611,375株の合計は3,643,899株であり、平成24年12月31日現在の発行済株式数14,109,939株に対する割合は25.83%（総議決権に対する割合25.86%）で希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資は、今後長期借入を抑制しこれまでの借入に対しては可能な限り期日前返済を行っていく方針によるものであることや、有利子負債を減じることで支払利息の総額が減らせることができることから、中長期的な観点からは株主の皆様への利益の向上につながるものと考えております。

したがって、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
大西 好祐	東京都港区	-	-	1,611	9.09%
イコールパートナーズ株式会社	東京都品川区北品川五丁目11-19	901	5.59%	901	5.08%
テンプスタッフフォーラム株式会社	新潟市中央区東大通1丁目7-10	900	5.58%	900	5.08%
株式会社アドバンスドキャピタル	東京都渋谷区道玄坂1丁目14-6	813	5.04%	813	4.58%
株式会社夢真メディカルサポート	東京都文京区大塚3丁目20-1	610	3.78%	610	3.44%
株式会社ラックランド	東京都新宿区西新宿3丁目18-20	339	2.10%	339	1.91%
三谷産業株式会社	石川県金沢市玉川町1-5	337	2.09%	337	1.90%
日成ビルド工業株式会社	石川県金沢市金石北3丁目16-10	329	2.04%	329	1.85%
株式会社ユニテックソフト	東京都文京区大塚3丁目20-1	305	1.89%	305	1.72%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	302	1.87%	302	1.70%
計	-	4,836	30.00%	6,447	36.35%

(注) 1. 新株式発行前の大株主構成は平成25年10月25日時点の株主名簿を基に、平成25年11月8日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 本第三者割当の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成25年10月25日より平成25年11月8日までに大量保有報告書等により異動が確認できるもの以外に保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

4. 平成25年11月8日開示の「募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」とおり、大西好祐氏に平成25年11月28日を割当予定日とする新株予約権17,200個（新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の総数：普通株式1,720,000株）を有償にて発行しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）及び第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）現在において変更の必要はないと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月8日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成25年3月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年3月27日に開催されました当社第45期定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2により提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 860,954,400円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 860,954,400円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、木村育生、大野克司、三浦広義、前田俊二及び佐藤憲治を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、楨村正美及び高谷覚を選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数	8,382名
総議決権個数	140,897個

(4) 議決権行使状況

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の割合 （賛成の割合）	
第1号議案 剰余金の処分の件	74,081	606	0	(注)1	可決	(99.19%)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2		
木村 育生	74,031	656	0		可決	(99.12%)
大野 克司	74,036	651	0		可決	(99.13%)
三浦 広義	74,057	630	0		可決	(99.16%)
前田 俊二	74,058	629	0		可決	(99.16%)
佐藤 憲治	74,011	676	0		可決	(99.10%)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2		
槇村 正美	74,154	533	0		可決	(99.29%)
高谷 覚	74,183	504	0		可決	(99.33%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

(平成25年8月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会決議において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ. 新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティー収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。

この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

ロ．新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

ハ．新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

ニ．その他の新設分割計画の内容

(1) 新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年 8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月 1日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成25年10月 1日（予定）

(2) その他の内容

当社が平成25年 8月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書の通りであります。

ホ．新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、新設会社が本件分割に際して発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、新設会社の資本金等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

ヘ．新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社東京小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都中央区築地三丁目 9 番 9 号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4) 資本金の額	10,000,000円
(5) 純資産の額	10,000,000円
(6) 総資産の額	10,000,000円
(7) 事業内容	持ち帰り寿し事業

新設分割計画書

株式会社小僧寿し(以下「当社」という。)は、当社が寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社東京小僧寿し(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(本分割)

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本事業の権利義務等を新設会社に承継させる。

第2条(新設会社の定款記載事項)

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的 : 後述の「定款」第2条に記載しております
 - (2) 商号 : 株式会社東京小僧寿し
 - (3) 本店の所在地 : 東京都中央区
 - (4) 発行可能株式総数 : 1,000株
2. 新設会社の本店所在地は東京都中央区築地三丁目9番9号とする
3. 前項に掲げるもののほか、新設会社の定款で定める事項は、後述の「定款」に記載のとおりとする。

第3条(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 : 木村育生、島村忠司、内藤浩貴、坂上武司、前田俊二、佐藤憲治
- (2) 設立時監査役 : 槇村正美

第4条(新設会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項)

1. 新設会社は、本分割に際して後述の「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定により新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第5条(新設会社が本分割に際して交付する株式)

新設会社は、本分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

第6条(新設会社の資本金及び準備金の額)

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。なお、その他資本剰余金の額は、会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から、下記資本金及び資本準備金の合計額を減じて得た額とする。

- (1) 資本金の額 : 10,000,000円
- (2) 資本準備金の額 : 0円

第7条(分割期日)

新設会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成25年10月1日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項の株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、新設会社の成立の日後においても、本件事業について法令（会社法第21条を含む）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第11条（その他の事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

平成25年8月23日

東京都中央区築地三丁目9番9号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 木村 育生

株式会社東京小僧寿し定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社東京小僧寿しと称し、英文ではTokyo Kozosushi Co.,LTD.と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 寿司、弁当、惣菜の製造及び販売
2. 和菓子、洋菓子、麺類、乳製品、パン、インスタント食品、飲料水の製造及び販売
3. レストラン並びに音楽歌唱施設の経営
4. 酒類の販売
5. 通信販売業
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

（株券の不発行）

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式取扱規程）

第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱は、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

（基準日）

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

（招集手続）

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。

（議長）

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議方法）

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第15条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第17条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3) 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2) 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第24条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（取締役の報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

（監査役の数）

第28条 当会社の監査役は、2名以内とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第29条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2) 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

（監査役の責任免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役の報酬等）

第32条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（剰余金の配当等）

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2) 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第35条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

（設立の方法）

第36条 当社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

（最初の事業年度）

第37条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成25年12月31日までとする。

（定款に定めのない事項）

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

（附則の排除）

第39条 本附則は、最初の定時株主総会の終結をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社が、平成25年10月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、債務・負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

流動資産

現金及び預金 10,000,000円

2. 承継する債務

新設会社は本事業に関する負債を承継しない。

3. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員(派遣社員等は含まない)との間の雇用契約は承継される。ただし、新設会社の成立の日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

4. その他の権利義務

(1) 知的財産等

知的財産は承継しないものとし、そのうち新設会社が本事業に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(平成25年10月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年10月3日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議及び内定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

新たに代表取締役になる者

(氏名) : 大西 好祐

(新役職名) : 代表取締役社長

(旧役職名) : -

(生年月日) : 昭和38年7月28日生

(注) 平成25年12月3日開催予定の臨時株主総会での選任手続きを経た後、同日に開催予定の取締役会において代表取締役社長に就任予定であります。

代表取締役でなくなる者

(氏名) : 木村 育生

(新役職名) : -

(旧役職名) : 代表取締役社長

(生年月日) : 昭和33年7月8日生

(2) 当該異動の年月日

平成25年10月3日(取締役会決議日)

平成25年12月3日(就退任日)

(3) 当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

(氏名) (所有株式数)

大西 好祐 - 株

木村 育生 - 株

(注) 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

(4) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

(氏名) (略歴)

大西 好祐 昭和62年6月 三菱商事入社
平成16年11月 アメリカ合衆国コロンビア特別区
控訴裁判所弁護士登録
平成17年1月 大西法律事務所(米国・コロンビア特別区)開設
平成17年11月 アメリカ合衆国連邦第二巡回区
控訴裁判所弁護士登録
平成20年4月 アメリカ合衆国連邦最高裁判所弁護士登録
平成25年12月 当社代表取締役社長(就任予定)

[次へ](#)

3．最近の業績の概要

平成25年11月8日開催の取締役会において決議された第46期第3四半期連結累計期間（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）に係る四半期連結貸借対照表および四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令 第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,034,830	972,242
受取手形及び売掛金	402,586	283,455
有価証券	100,000	-
商品	637,719	571,630
貯蔵品	16,634	34,622
繰延税金資産	27,532	-
その他	220,039	367,660
貸倒引当金	36,247	44,743
流動資産合計	3,403,095	2,184,867
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,982,524	2,053,587
減価償却累計額	3,269,709	1,733,434
建物及び構築物（純額）	712,814	320,153
機械装置及び運搬具	288,280	57,601
減価償却累計額	274,541	57,201
機械装置及び運搬具（純額）	13,739	399
工具、器具及び備品	1,256,650	804,777
減価償却累計額	1,164,611	746,554
工具、器具及び備品（純額）	92,038	58,223
土地	869,033	495,668
リース資産	461,045	30,457
減価償却累計額	252,291	7,277
リース資産（純額）	208,753	23,179
建設仮勘定	26,552	10,682
有形固定資産合計	1,922,933	908,306
無形固定資産		
のれん	456,869	-
その他	48,344	27,552
無形固定資産合計	505,214	27,552
投資その他の資産		
投資有価証券	7,322	7,282
敷金及び保証金	1,303,690	1,049,112
長期前払費用	19,701	39,457
破産債権等に準ずる債権	355,658	326,064
その他	27,059	79,372
貸倒引当金	191,874	235,092
投資その他の資産合計	1,521,558	1,266,197
固定資産合計	3,949,706	2,202,056
資産合計	7,352,802	4,386,923

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,785,674	680,777
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	178,008	201,200
リース債務	107,195	6,396
未払金	1,204,068	620,948
未払法人税等	115,282	77,931
賞与引当金	19,311	12,729
ポイント引当金	88,000	-
資産除去債務	61,618	9,525
その他	188,155	189,969
流動負債合計	3,947,314	1,999,477
固定負債		
長期借入金	636,924	224,500
リース債務	161,941	17,942
長期未払金	35,637	22,095
資産除去債務	524,700	377,265
その他	181,930	195,980
固定負債合計	1,541,134	837,783
負債合計	5,488,448	2,837,261
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,598,501	1,848,501
資本剰余金	1,213,548	602,594
利益剰余金	948,670	898,277
自己株式	7,255	7,270
株主資本合計	1,856,123	1,545,548
新株予約権	8,229	4,114
純資産合計	1,864,353	1,549,662
負債純資産合計	7,352,802	4,386,923

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	14,135,767	11,808,708
売上原価	6,121,996	5,531,916
売上総利益	8,013,771	6,276,791
販売費及び一般管理費	8,423,589	6,649,735
営業損失()	409,818	372,943
営業外収益		
受取利息	4,203	1,747
受取賃貸料	57,379	132,106
その他	30,903	31,361
営業外収益合計	92,485	165,215
営業外費用		
支払利息	772	13,844
賃貸資産関連費用	53,590	133,245
その他	21,235	26,300
営業外費用合計	75,599	173,390
経常損失()	392,931	381,119
特別利益		
固定資産売却益	-	19,915
関係会社株式売却益	-	290,874
事業譲渡益	-	152,537
賃貸借契約解約補償金	8,802	-
受取補償金	8,828	-
その他	-	7,313
特別利益合計	17,630	470,640
特別損失		
固定資産売却損	1,478	-
固定資産除却損	20,892	48,821
減損損失	70,202	570,258
早期割増退職金	-	209,396
特別損失合計	92,573	828,475
税金等調整前四半期純損失()	467,874	738,954
法人税、住民税及び事業税	89,447	71,607
法人税等調整額	6,552	-
法人税等合計	82,895	71,607
少数株主損益調整前四半期純損失()	550,769	810,562
少数株主利益	1,515	-
四半期純損失()	552,285	810,562

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	550,769	810,562
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	550,769	810,562
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	552,285	810,562
少数株主に係る四半期包括利益	1,515	-

[次へ](#)

（３）継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

（４）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当社は、平成25年5月27日付で、株式会社夢真メディカルサポート、株式会社ユニテックソフト、株式会社我喜大笑及び株式会社アドバンスドキャピタルから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が250,000千円、資本準備金が250,000千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,848,501千円、資本剰余金が602,594千円となっております。

(5) セグメント情報等

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,482,571	3,204,482	1,448,714	14,135,767	-	14,135,767
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	7,193	7,193	7,193	-
計	9,482,571	3,204,482	1,455,907	14,142,961	7,193	14,135,767
セグメント利益又は損失 ()	44,059	36,879	156,170	148,991	558,809	409,818

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用558,809千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「持ち帰り寿し事業等」セグメント並びに「寿し宅配事業」セグメントにおいて、店舗資産の減損損失を計上しております。なお、当第3四半期連結累計期間においてのそれぞれの減損損失の計上額は、「持ち帰り寿し事業等」50,340千円、「寿し宅配事業」19,861千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,687,263	2,121,445	11,808,708	-	11,808,708
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	9,687,263	2,121,445	11,808,708	-	11,808,708
セグメント利益又は損失()	28,602	164,106	135,503	508,447	372,943

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用508,447千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 第1四半期連結会計期間において、「寿し宅配事業」における株式会社札幌海鮮丸の当社が保有する全株式を売却し、株式会社札幌海鮮丸は連結の範囲から除外されました。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「持ち帰り寿し事業等」セグメント並びに「寿しF C事業」セグメントにおいて、店舗資産およびのれんの減損損失を計上しております。

減損損失の計上額は、それぞれ「持ち帰り寿し事業等」537,484千円、「寿しF C事業」32,774千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

第1四半期連結会計期間において、「寿し宅配事業」における株式会社札幌海鮮丸の全株式を売却しております。

なお、当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間において71,113千円であります。

また、当第3四半期連結会計期間において、「持ち帰り寿し事業等」における連結子会社である茶月東日本に関するのれんを、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、全額減損損失としております。

なお、当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間において348,426千円であります。

(6) 重要な後発事象

(新設分割)

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議し、平成25年10月1日より事業を開始しております。

1. 新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティー収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

2. 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたしました。

3. 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

4. その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月1日
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日

5. 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社東京小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4) 従業員数	27名
(5) 資本金の額	10,000,000円
(6) 純資産の額	10,000,000円
(7) 総資産の額	10,000,000円
(8) 事業内容	持ち帰り寿し事業
(9) 規模（直近期の売上高）	7,915百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中里 直記 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年8月6日開催の取締役会において、株式会社三誠食品に対して回転寿し事業を譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印
----------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。